

国立大学法人滋賀医科大学組織的利益相反マネジメントポリシー

平成30年2月28日役員会承認

1 趣旨

国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）は、地域の特徴を生かしつつ、特色ある教育・研究により、信頼される医療人の育成及び世界に情報を発信する研究者を養成することを目的とし、もって人類の健康、医療、福祉の向上と発展に貢献することを使命とする。

本使命においては、本学における研究成果の社会実装を推進することが不可欠であり、そのためには産業界との連携、投融資を含めた金融界との連携の重要性が高まっている。

一方、産業界、金融界との連携の緊密性が高まれば、研究成果の評価においてアカデミアとしての大学の評価とその研究の資金提供者の利害とが必ずしも一致するとは限らず、利益相反状態を形成する可能性が高くなる。

本学においても役員及び職員個々に生じる利益相反については、利益相反ポリシーを制定して対処を行っているが、国立大学法人法の改正、国立大学法人法施行令の改正、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の制定、産業競争力強化法の制定等を背景に、大学法人が実施主体、契約主体となる事業活動、出資事業の拡大が図られており、個人だけでなく組織としての利益相反ポリシーの制定が強く求められることとなった。

本組織的利益相反マネジメントポリシーは、以上のように本学が実施主体、契約主体として生じ得る組織的な利益相反に対しどのように対応すべきか、その方針を大学の責任において明示したものである。

2 組織的利益相反の定義と基本的な対処方針

組織的利益相反とは、

- (1) 大学法人が主体となる包括的利益相反
- (2) 講座等が主体となる限局的利益相反
- (3) 組織的利益相反対象事案の意思決定に関与する大学法人役員の利益相反

を全て含むこととする。

利益相反を形成する利害関係については、一般的に合意形成された事例として、

- (1) 大学法人が事業主体、あるいは契約主体となる企業活動、出資案件、投資案件等
- (2) 大学法人が外部資金として導入する研究費（共同研究費、受託研究費等）、寄附金、有価証券等
- (3) 大学法人役員における産学官連携活動に付随する報酬、株式の保有等が相当する。

- 一方、今後十分に考慮すべき事例として、
- (4) 大学法人の教育活動における機会供与
 - (5) 大学法人の知的財産の専用実施権の付与
- 等、無形資産に係る内容も十分に検討を行う必要がある。

以上の組織的利益相反に係る事案の回避には、組織上の意思決定と、事業執行、契約執行等の執行権限の明確な分離（意思決定者、会議体等）、さらには組織・人事上の明確な分離が求められる。

さらに組織的利益相反に相当する事案に関しては、組織としての利益相反に係る監視等を担当する機関の求めに応じ、その情報の開示と報告を行う義務がある。

これらの実施すべき事項を踏まえ、本学においては組織的利益相反に関し委員会を設置し、本組織的利益相反マネジメントポリシーの下、必要な規則を定め、組織的利益相反を防止する体制を構築する。

3 実施事項

(1) 組織的利益相反監視委員会の設置

本学に、本学における組織利益相反についての状況把握、及び利益相反状態の解消を目的として、組織的利益相反監視委員会を設置する。

組織的利益相反監視委員会の組織は、外部有識者を主として構成する。

(2) 組織的利益相反監視委員会の使命

組織的利益相反監視委員会は、組織利益相反に係る事案の検討結果について、学長及び理事等からなる内部統制委員会に報告する。

対象となる利益相反は、本学が主体となる包括的利益相反、講座等が主体となる限局的利益相反、及び組織的利益相反対象事案の意思決定に関与する本学役員の利益相反となる。

(3) 教職員の協力

本学の役員及び教職員は、組織的利益相反監視委員会による調査・検討に協力し、必要な情報の開示、提供を行うものとする。

(4) 組織的利益相反の公開

組織的利益相反の検討事案に関しては、その調査結果及び検討過程を適切な形で公開するものとする。

(5) 国立大学法人滋賀医科大学が株式を保有する企業との取引制限

特定研究成果活用支援事業等による産学官連携活動の実施に伴い、本学が対象企業の株式を保有する可能性が生じる。この場合には、組織的利益相反状態に相当すると見做されるため、取引は制限される。その状況把握と監視のため、株式保有先の情報を取引情報と照合するシステムを構築し、適切な措置を行う。

以上